〈2016年度修士論文〉

大阪市における「学校選択制」導入の有益性について
――「学校選択制」がコミュニティに与える影響について――

小川　寛子

目　次

はじめに
Ⅰ．遅れてきた「学校選択制」―大阪市の場合―
Ⅱ．日本における「学校選択制」とは
Ⅲ．大阪市における「学校選択制」実施の現状
Ⅳ．大阪市の「学校選択制」とは

はじめに

2015年５月17日、大阪市では「特別区設置に関する住民投票」が行われた。この住民投票では、大阪市を廃止し、新たに行政区を再編し特別区を設置するという内容であったが、住民投票において否決された。

住民投票が否決されたことにより、当時市長であった橋下市長は2015年の任期満了後市長を退任した。しかし、2015年11月に行われた市長選挙において、橋下氏が立ち上げ率いるおおさか維新の会公認の吉村氏が当選し、現在に至っている。

新たに就任した吉村市長は、就任記者会見において「橋下維新市政を継承し、閉塞感のある大阪を明るい大阪にしたい[1)]」と述べている。ということは、このままの大阪の状況が今後４年間継続されるということも考えられる。

では、継承される橋下維新市政とは、本当に継承されてよいものなのか、という市民として疑問を持ち、それがどのような改革であったのか、市民に必要なのか、不必要なのかを考えるべきではないかと思い至った。まずは検証することで、今後私たちが市民としてどう対応してくべきかが見えてくると考えられる。

さて、橋下維新市政改革であるが、多岐にわたる改革が行われたが、2011年12月橋下市長就任時より矢継ぎ早に提案されたため、目の前の問題に対応するのに追われ、他の状況を把握できにくい状況であった。今回改めて、一つ一つ考えていこうと思う。

本編では学校選択制に代表される教育改革を手がかりに橋下市政を検証していく。

学校改革と称する「学校選択制の導入」の検討がいち早く始められた。この学校選択制とはどういうものなのかを、大阪の導入から遡り、我が国でどういう経緯で始められたのかを調べるうちに、コミュニティに対する影響が大きいのではと考えた。地域再生を謳われている昨今、なぜ大阪に必要なのかも含めて検証してみたい。

Ⅰ．遅れてきた「学校選択制」
―大阪市の場合―

2011年大阪市長選挙において橋下市長（2011～2015年）が当選した。橋下市長は、学校選択制の実施、教育基本条例の制定、教育委員会の改革などの教育改革を選挙公約の一つに挙げて[2)]おり、橋下市政のもとで学校選択制の取り組みが始まった。

当時の新聞報道では、大阪市の学校選択制導入と共に、学校選択制を廃止する自治体の例が取り上げられているのを目にした。廃止の始まった時期と大阪市が導入している時期と奇しくも同じころという事もあり、取り上げられる機会が多かったともいえる。では、廃止した自治体があるにも関わらず、何故大阪市は導入する必要があるのかについて調べてみた。

1. 導入までのプロセス

大阪市における学校選択制の導入経緯を調査するために、大阪市教育委員会（以下市教委）に学校選択制について以下の質問[3)]を行った。

１の質問において、市教委の回答[4)]は、「平成24年度以前につきましては、本市においては、学校選択制の検討はなされておりませんでした」と記されており、この回答については、2006年度に実施された文部科学省が各都道府県・市町村教育員会への学校選択制につ

図表１－１　教育委員会への質問事項

〈学校選択制についてご教授お願いします〉
１、平成24年以前について、検討されていたのかどうかお教えください。
２、平成24年より選択制についての検討が開始された理由についてお教えください。
３、どのような問題解決のために選択制が導入されたのか、またどのような効果が期待できるのかお教えください。
４、区とのやり取りの議事録があるようでしたら、閲覧させてください。
５、地域活動への影響が懸念されていますが、大阪市としてどのような対策がなされていますかお教えください。
６、今後改善すべき問題点がないかお教えください。

いてのアンケート結果[5]においても確認することができる。

「学校選択制の都道府県・指定都市別調査集計表」[6]での導入状況についての項目において、市教委は〈導入しない〉、導入しない理由（複数回答可能）には〈地域との連携〉〈学校間格差〉と回答しており、この時点において、学校選択制についてデメリットを認識していたと考えられる。

また、新聞記事などにも、選択制に関して市教委は「学校序列化が起こる可能性がある[7]」と否定的なコメントや2011年の市長選挙直後の記事にも「地域と学校の関係が薄まる[8]」と懸念を示すコメントが掲載されていた。

それでは、何故学校選択制導入が検討されるに至ったのであろうか。市教委への質問2の回答によれば、「平成23年12月の戦略会議において、橋下市長から学校選択制の導入について、「区長と区民がしっかり議論してもらい、やってみようという区に先行してもらったらいい」という意見が出されました[9]。」と記されているように、市長からの提案により導入の検討が始められた。

橋下市長の選択制についての考え方及び委員会事務局への指示はどのような内容であったのかを、市教委回答に出てくる戦略会議議事録[10]を調べてみた。

- 区民会議[11]を24区でやったが、多ければ1,000人近く、少なくとも500人程度の会場で、８割～９割がやってみればいいのではないかとなった。（中略）とりあえずやって後で修正をかければいい問題である。
- 区民会議でも2時間かけて話し合った後、最期に挙手してもらっている。（中略）もっと多くのマスの声を聞くプロセスを考えてもらいたい。

というように、自らの政党の集会である区民会議の状況を根拠に、市民が選択制を望んでいるとした発言があり、市教委事務局に対して、市民の意見を聞く場を設けるようにと発言している。

また、学校選択制と学校統廃合の関係性について、次のように発言している。

- 保護者の選別にさらして自然に統廃合を促していくしかない。
- 学校選択制が統廃合に資するという持論があるので、そういう視点で学校選択制を捉えてもらいたい。学校選択制も統廃合も進ないのは、こどもにとって一番良くない。統廃合は喫緊の課題だと思っている。

橋下市長は、学校選択制をてこに学校統廃合を進めていくという認識であったと考えられる。そして学校統廃合の必要性については、次のように発言している。

- こどもたちを集団で生活させる価値をとるのか、地域のコミュニティをとるのか、方向性を決めて住民に説明する。地域のコミュニティも大事だ、こどもも大事だとなれば話がまとまらない。
- こどものためにという話なら、小学校がなくなり地域が崩壊するというコミュニティの話は、小学校がなくなっても別の手立てを考えればよい。

というように、橋下市長は学校選択制が統廃合を促す手段と捉え、地域コミュニティより学校統廃合を優先すべきであるという考え方であったと推察できる。

上記の発言は、教育委員会事務局との戦略会議中のやり取りであるが、教育委員との間でも意見交換会[12]が、その後開催され、選択制や統廃合に対しての考え方を述べている。意見交換会は2012年１月10日、同年２月７日、同年２月22日と３回行われており、学校選択制、学校統廃合、教育行政基本条例の改訂等について話し合われた。

以下はこの意見交換会議事録より、橋下前市長の学校選択制等についての発言を抽出した。（抽出発言の（ ）内の数字は意見交換会が行われた日付）

①学校選択制実施に関して

- 都市部の学校は格差があり、公立の小中はお金がなくて学力の低い子が集まっているから、学校が地域に縛られると格差が固定化する。（中略）しんどい学校しか行けない子どもをどうしてあげるのか。（1.10）
- 公立にお金をつぎ込んで、保護者に学校を選ばせてうまくいっている学校に入れてあげたらいい。教育でしか貧困の連鎖は絶ち切れない。犯罪率が高いのは特定地域に固まっている。その連鎖はずっと続く。うまくいっている学校に行かせてあげて、また元の地域に戻してあげて、その地域を再生してもらう。それしか再生の道はない（1.10）
- 公立の小中でも選択権を与える。教育に競争原理を持ち込むなという意見について、市場原理は競争だけではない。僕の市政運営の方針はユーザーの視点を入れ、ユーザーの評価を入れること。（2.7）
- 保護者に評価権を持ってもらうのは必要。学校選択制を入れることによって、学校も評価される。（中略）それによって学校が評価されるし、学校現場にも緊張感が生じる。（2.7）
- 学校選択制で子どもたちを呼び込むために、地域や学校がこう変わったと言える状況にしていきたい。今は格差があることにふたをして見えなくしているだけ。これは子どもの最善の利益に資していない。供給者側の論理になっている。もっと本当の意味での子ども保護者の視点に立ってほしい。（2.22）
- 地域の学校に行かせるというのはナンセンス。子どもに合う学校に入れる、子どもに合ったクラス

に入れるというのがいい。(2.22)

②学校統廃合に関して

- 統廃合は切り捨てではない。どの価値観を優先するのかの問題。子どもか地域コミュニティのどちらを重視するかである。(1.10)

③教育行政基本条例改訂に関して（選択と責任という文言を入れることに対して）

- 選択という言葉を入れると、いい情報も悪い情報も伝えないといけなくなる。(中略) 選択という言葉にすごいこだわっている。(2.22)
- 教育はこれまで、ほどこすものということ、提供してあげるものという考え方だったが、これからは有権者を信用しますか、保護者を信用しますかということであり、選んだ限りは責任をとってもらう。選択・判断・責任という言葉はしっかりと明文化しないといけない。(2.22)

④民意に対する考え方

- 今回の民意は、これまでの教育委員会制度に NO をつきつけたということを理解していただいて、これからよい方向に考えてほしい。それが嫌なら選挙で民意を問うてほしい。我々は24区を回って一回2時間かけて議論した。みなさんにも同じことをしてもらわないと議論の土俵に乗れない。(1.10)
- 政治家は有権者が選んだ人物であるので、最後は有権者のある意味自己責任ということである。(2.7)

このように、維新マニュフェストの各論[13]に掲げている学校選択制導入の公約に沿って、強力に押し進める発言が多くみられた。また、選択と責任を明記した教育行政基本条例や学校活性化条例などの制定に対する発言も見受けられた。

そして、選択制導入の取組として、橋下市長の強い要望により教育委員会は2012年４月・５月にかけて、市内24区において学校教育フォーラムを区長と共に開催し、同時に2012年４月から13回の熟議も開催された[14]。熟議では、学校選択制、指定外就学の基準の拡大、調整区域といった就学制度の手法や、課題に対する対応などが PTA 代表３名、学識経験者３名、公募委員６名、教育委員２名、区長２名、小学校校長２名、中学校２名の20名で話し合われた。熟議においては、地域の実情からどのような制度内容がよいのか、どのようなメリットが期待できるのか、フォーラムやアンケート結果などにより区民の意見を集約し、選択制導入によって生じる課題についての対応などの議論を経て、平成24年９月に熟議『学校選択制』報告書がまとめられ、熟議「学校選択制」委員一同としての要望が教育委員会に報告された[15]。

この熟議は、学校選択制について話し合われる場で、是非を問う場ではなかったようだ[16]が、報告書では、「子どもたちの最善の利益」となるように、子どもや保護者、地域の意見をくみ取り、各区の実情を踏まえて就学制度の改善に臨んで欲しいと教育委員会へ要望をしている。

熟議と同時期に開催された学校教育フォーラムでは、学校選択制導入の趣旨説明、導入の経緯及び導入のメリットと課題、他都市の事例などが紹介された。

このフォーラムの参加者アンケート（熟議の参考資料15として添付[17]）では、学校選択制導入について反対の意見が多数の区が多く（賛成意見が多数の区は此花区のみ)、反対理由として小・中学校共に「学校と地域の関係が薄くなるから」の項目が一番多く選ばれていた。

この結果については、新聞紙上においても「学校選択「反対」半数超」という見出しで掲載されていた(2012年９月15日付朝日新聞)。この中で「橋下市長はフォーラムで反対意見が強いのは「反対意見の人が多く集まるため当然」としている」という市長の発言が掲載されていた。

しかし、そもそもこの学校教育フォーラムは、橋下市長の戦略会議での「もっとマスの声を聞くプロセスを考えてほしい」という発言[18]や教育委員との意見交換での発言などにより、市長の意向にそって市教委が主催して開催されたものである。

一方で橋下市長が述べている市民が学校選択制を「８～９割がやってみればいい」とする根拠は、橋下市長が大阪府知事時代に各区で大阪維新の会市議会議員開催の「区民会議」[19]という名称で開催された市政報告会において登壇した際、参加者の挙手による選択制についての賛否を尋ねた結果をあげているもの思われるが、政党主催の会である以上市民のマスの意見を聞く場として自分の政党の集会を世論と言い、市教委主催の市民フォーラムで反対が多数であると「反対派が集まる」と無視する態度をとっているが、市民フォーラムが全区で区長、市教委出席で開催された以上市民のマスの意見である。

確かに市民の賛否については、前掲の新聞記事中に掲載されていた市教委の担当者のコメントとして「子育て世帯か否か、子どもが入学前か否かでも賛否は大きく異なる」と述べているように、様々な条件により意見の違いが出て来るだろうし、導入についての説明も始まったばかりであり、市民の理解も十分とは言えず、地域の活動が希薄化するのではないか、学校格差や序列化により児童数が偏るのではないかといった問題に対する不安の表れが反対多数になっていると推察できる。

これら教育フォーラムや学校選択制熟議を経て、教育委員会では報告書を踏まえ就学制度の改善についての素案が作成され、審議が行われた。審議においては、教育委員より選択制を推進する意見や慎重に進めるべ

図表１－２　文部科学省形態[20)]

自由選択制①	当該市町村内のすべての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制②	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制③	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特 認 校 制④	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制⑤	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

図表１－３　大阪市教育委員会類型[21)]

ブロック選択制②	市域を区ごとのブロックに分け、ブロック内の学校について、選択を認める ⅰ自由選択制（当該区内のすべての学校について、選択を認める。） ⅱブロック選択制（区内を幾つかのブロックに分け、そのブロック内の学校について、選択を認める） ⅲ隣接区域選択制（当該通学区域と隣接そる学校（区内）の選択を認める）
特　認　校④	特定の学校について、通学区域に関係なく市内のとこからでも選択を認める（小中一貫校など）
特定地域選択制⑤	区内の特定地域に居住する者について、学校の選択を認める

※文部科学省の分類（図表１－２）を参考に、大阪市教育委員会が策定した「就学制度の改善について」に記されている類型を参考にまとめた。

きであるという様々な意見があった[22)]が、2012年10月19日に学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする「就学制度の改善について」が教育委員会会議で決定された。

こうして教育委員会の決議を経て、各区においては、諸事情を抱えつつ、１区（浪速区）[23)]を除き23区内で2014年から2015年にかけ選択制が実施されることとなった。

さて、大阪市で実施されることとなった学校選択制は、文部科学省の学校選択制についての形態（図表１－２参照）によると、大阪市域を区ごとのブロックに分け、各々区ごとの条件によって学校を選択するというブロック選択制に分類されると考えられる（図表１－３参照）。選択制先行都市である東京都においては各区に教育委員会があり、教育委員会ごとに形態を決定し、また、選択制を実施している区もあれば実施していない区もあり、条件の変更や廃止についても区ごとの判断に委ねられている。しかし、大阪市においては、教育委員会は１つであり、行政区長は区というブロック内の形態や内容について「区の考え方（案）」をまとめ、市の教育委員会において審議し決定するという過程を経なければならない。また、実施しないという選択や廃止についても大阪市教育委員会に判断を仰がなければならないと考えられる。

大阪市の選択制は、ブロック選択制であり、制限のある選択制であるといえる。大阪市という同一行政区域内であるにもかかわらず、区をまたがっての選択は認められておらず、区ごとに類型が異なることにより、例えば、区外を選べる選択制とするためには、全市的に同条件でなければ難しいと考えられる。このことは、子どもの最善の利益が「行きたい学校に行ける」とするならば、子どもの最善の利益は非常に制限されていると言えるのではなかろうか。

藤田氏は、自由選択制やブロック選択制の危険性について、次のように述べている。学校選択制は、学校を市場的競争のなかに置き、学校教育を「商品」として見立てるという事であるとし、「商品」の特徴とし次の３点を挙げている[24)]。

①学校は一般の商品とは違って、市区町村内にある学校数は限られており、しかも定員（受け入れ可能人数の上限）が設定されている。それゆえに、学校選択制の下での学校選び・生徒獲得競争は、いわばゼロサムゲーム的特徴を持っており、希望の学校に入れる子どもとそうでない子どもをつくりだし、定員いっぱいの人気校と定員を下回る不人気校をつくりだす。

②選択理由が何であれ、多くの子どもが選んだ学校（人気校）と選ばれなかった学校（不人気校）をつくりだし、人気校は「いい学校」、不人気校は「ダメな学校」と評価される傾向が強い。しかも、その人気は翌年度以降の学校選びを左右する傾向があるため持続しがちである。

③一般の商品は完成品として販売・購入されるのに対して、学校は入学する時点では未完成品であり、子どもや保護者もその完成過程と成果の良し悪しを左右する当事者でもある。

また、藤田氏は選択制が地域性の否定につながるとし、「保護者が地元の学校の改善や充実に努力するのではなく、地元の学校とその地域を見捨て、その地域で育むべき身近な公共性と公共的な営みを否定すること、または無関心を助長することを意味する。こうした傾向が拡大すれば学校と地域社会との関係が寸断さ

れることとなり、学校と地域の人たちの協力・協働による地域に根差した「学校づくり」も種々の困難を抱え込むことにもなる[25]」と指摘している。

ところで、ガイドラインである「就学制度の改善について」にはメリット及びデメリットが記されている[26]。メリットとしては次の点である。

①子どもや保護者が意見を述べ、学校を選ぶことができる
②子どもや保護者が、学校教育に深い関心を持つ
③特色ある学校づくりが進められ、学校教育の活性化が図られる
④開かれた学校づくりが進む

また、メリットについては、図表１－１教育委員会への質問回答３の期待する効果として、距離が近い学校にいくことができることや、小学校の場合、幼稚園の友達が多い通学区域外の小学校を選べることなども挙げられていた[27]。しかし、距離については就学区域の拡大により対処できる。現に特定区域については区外の入学についても認められている。メリット②③の特色ある学校づくりや学校活性化についても、選択制によらずとも可能ではないだろうか。④の開かれた学校づくりについては、今までも生涯学習の場として地域に開放されており、学校ごとの HP の公開や、地域へ学校新聞を回覧する等、学校ごと地域ごとに様々な取組が進められている。

上記に挙げられているメリットは学校選択制を導入しなければ達成できないこととは言えず、他の手段も考えられることなどから市教委の主張するメリットとは、疑問が残るメリットであるといえる。

では、デメリットについては次の点が挙げられている[28]。

ａ　通学区域外から通学する児童生徒の安全確保
ｂ　学校と地域との関係の整合性
ｃ　学校の施設収容面での制約　等

ａ．については、通学区域外の学校を選んだ場合、通学は保護者責任であることを保護者が了解したうえで、学校を選択してもらうよう周知に努めると記されている。ｂ．については、地域活動やＰＴＡ活動での取り組みは今まで通り行い、保護者に対して活動への参加を促すとしている。ｃ．については、１学級分の増加を上限とすることで、特定学校への過度な集中は、一定抑制できると考えると記されている。

また、風評や偏見等で特定の学校を避けるような選択行為がなされないよう保護者へ周知、啓発に努めるとともに、正しい判断をしてもらえるよう正確な情報を提供するとしている。

Ⅱ．日本における「学校選択制」

大阪では、2014年より実施された学校選択制だが、日本において選択制の導入が始まったのは、1998年に三重県紀宝町[29]が最初と言われており、2000年東京都品川区が実施し、全国的に広まった。大阪市において検討が始まったのは、2012年で、全国の取り組みより10年以上遅れていると言える。

第２章においては、大阪より10年以上前に取り入れられた学校選択制のこの間の動きを見ることで、我が国における選択制とはどういうものなのかについて調べてみた。

1984年臨時教育審議会において、初めて学校選択制の必要性について盛り込まれた答申が出された。この臨時教育審議会とは、中曽根康弘首相政権下に総理府内に置かれた内閣直属の諮問機関で、教育改革に関する答申が第４次まで出されており[30]、第３次答申において「現行の市町村教育委員会の学校指定の権限は維持しつつ、地域の実情に即し、可能な限り、子供に適した教育を受けさせたいという保護者の希望を生かすために、当面、具体的には調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申し立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫すること」が提言されている[31]。

1996年行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第２次）」において、「子供が自己を確立しながら多様な価値を認め合い、それぞれのびのびと学習するためには、特色ある学校づくりを進めて行かなければならない」や、「指定された学校以外の選択は困難という硬直した状況から、自らの意思で多様な価値の中から選択できる状況になるということは、選ぶ側の意識を柔軟にするとともに責任感を生じさせ、ひいては、逃げ場がないために生じている不登校の問題の解決にも寄与していく」とし、「政府は、（中略）臨時教育審議会の答申後の選択制の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮、選択機会の拡大の重要性の周知を図ることにより、市町村教育委員会が本来の機能を発揮し、学校選択の弾力化に向け多様な工夫を行うよう、指導すべきである」と提言をおこなっている[32]。上記提言を受け、当時の文部省は1997年、各教育委員会に「通学機会制度の弾力的運用について（通知）」を出した。

この通知を受け、三重県紀宝町が、1998年から学校選択制を導入、2000年東京都品川区が東京区部としては最初に導入し注目され、その後学校選択制が徐々に広まっていった。

小泉純一郎首相政権下においては、2002年「規制改革推進３か年計画（改定）」が閣議決定され、2002年には学校教育施行規則（2003年施行）が一部改正[33]された。この改定を受け、2003年に各都道府県教育委員会に「学校教育法施行の一部を改正する省令について」の通知が出されたことにより、全国的に広がり始めた。

図表２－１　学校選択制設置数推移　（文部科学省 HP 学校選択制実施状況[40]より）

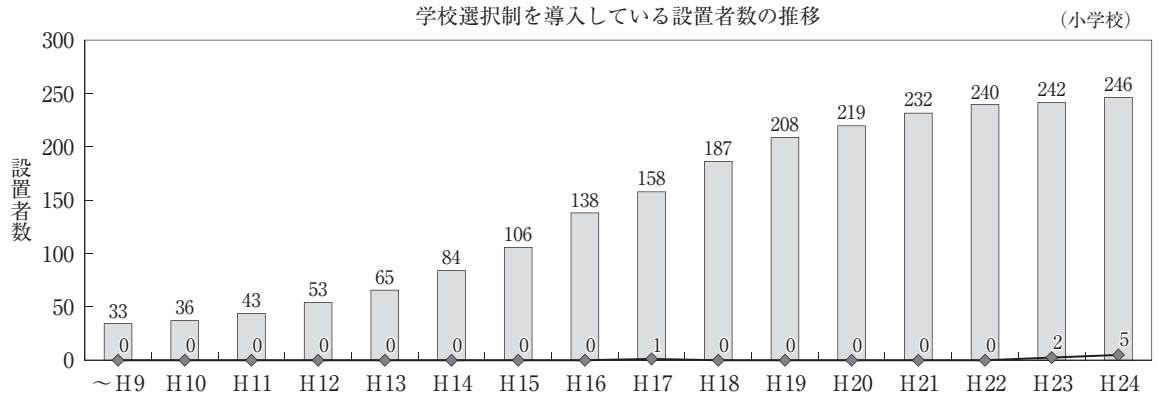

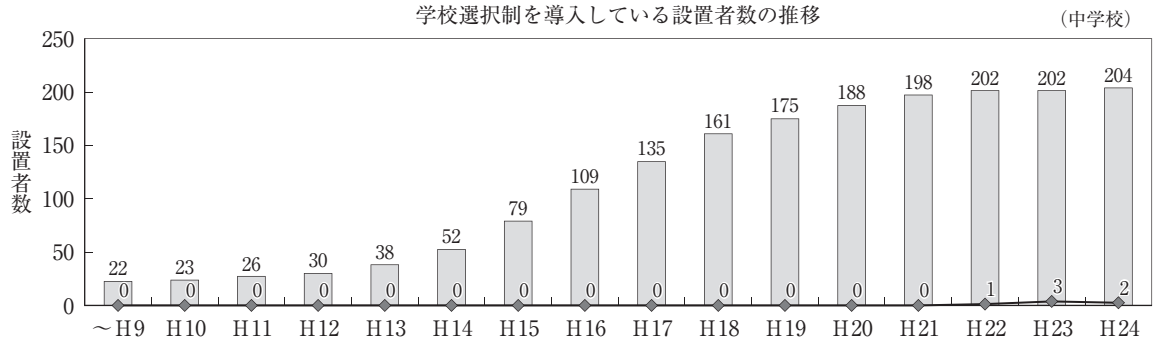

○上段は学校選択制を導入している設置者数
（ただし、平成24年10月１日現在の設置者に対して調査したものであるため、市町村合併の影響により当時の設置者数とは異なる。）
○下段は各年度において学校選択制を廃止した設置者数

＊年度別学校選択制新設設置者数

年	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
小	3	7	10	12	19	22	32	20	29	21	11	13	8	2	2
中	1	3	4	8	4	27	30	26	26	14	13	10	4	0	2

※　年…年度（平成）　小…小学校　中…中学校

（参考）歴代内閣総理大臣



その後安倍晋三首相の第１次内閣時には、「規制改革会議」の2007年第１次答申及び「規制改革推進のための３か年計画」[34]において、重点計画事項として「学校選択制の普及促進」が閣議決定され、各市町村教育委員会に通知された。

また、安倍晋三第１次内閣時では、2007年「教育再生会議第２次報告」[35]において「教育委員会は独自の判断により、地域の実情に留意のうえ、児童生徒・保護者が各自の希望や個性・能力に応じて学校を選択できるようにし、児童生徒が多く集まる学校など特色の発揮に積極的な取組をする学校に、地域の実態や実績等に応じた予算配分をする」とする教育バウチャー制度を進める提言が出された。そして同年「教育再生会議第３次報告」の提言では、具体的なバウチャー制度導入についてのモデル事業実施の取組について提案された。しかし、安倍首相の退陣により、バウチャー制度が実施されることはなかった。

以上が学校選択制導入に関する流れとなっているが、上記に記すように「学校選択制」の導入に関しては、さまざまな内閣に近い諮問機関の提言に基づいて進められているのが見て取れる。これについて藤田氏は「学校選択制の導入は、中教審を含めて教育界から出てきたものではなく、教育以外の審議会、特に内閣総理大臣の諮問機関である規制改革関連の委員会から繰り返し要請されたものであり、その点で政治主導の改革と言うこともできる[36]」と論じている。また、武石典史氏もこれらの導入経緯に対し「学校選択制は20年かけて緩やかに浸透していったわけではない。世紀転換期前後から急激に「望ましい制度」として喧伝され、導入が求められるようになったのである。文科省に代

図表２－２　学校選択制実施状況　（文部科学省ホームページ学校選択制実施状況より）

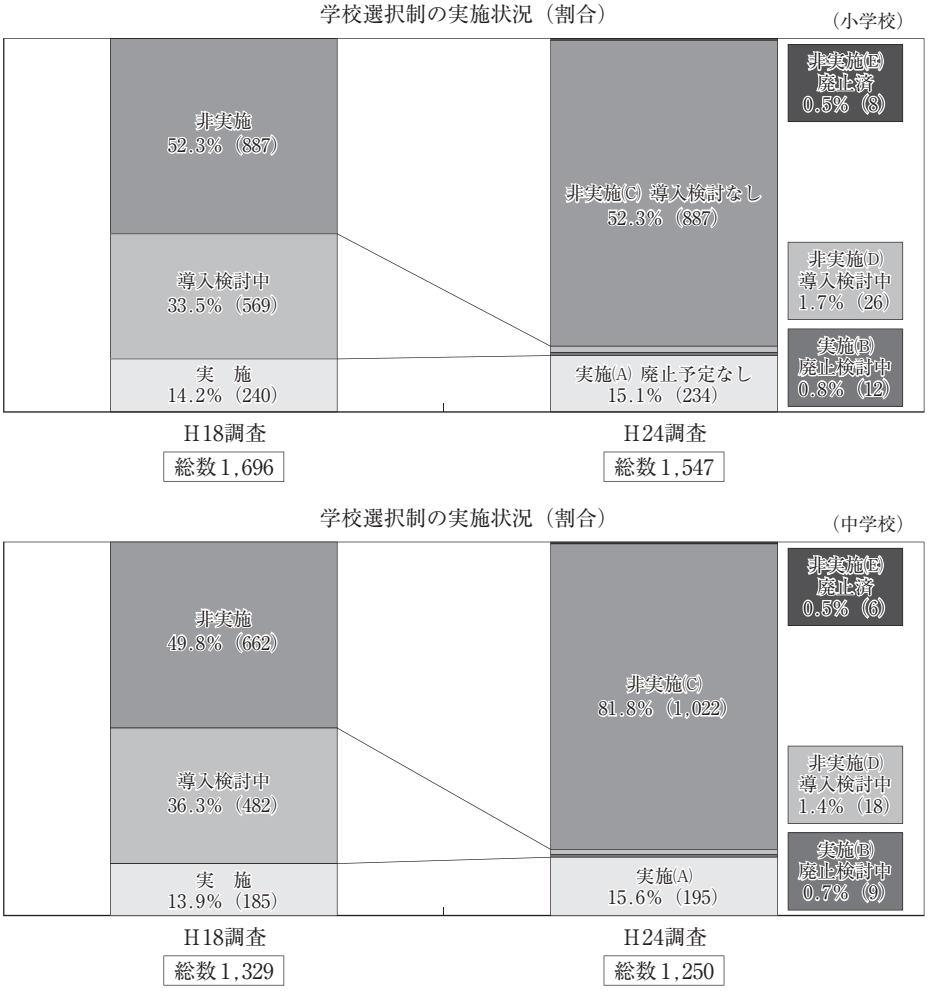

（参考）平成16年学区選択制実施状況（平成18年アンケートより）

自治体数	導 入 数	検 討 中	非 実 施
小学校（2576）	8.8%（227）	5.8%（150）	85.4%（2199）
中学校（1448）	11.1%（161）	9.5%（138）	79.4%（1149）

わり主導権を握った内閣府による「上から」の教育改革であった[37]」と論じている。

また、堀尾氏は教育改革の流れについて「教育を受ける側に立つ議論をしているのではなく、政策立案者たちは財政改革の枠で考えるという選択をしているわけです。全体を貫く原理は競争の原理であり、21世紀の大競争に打ち勝つという言葉を繰り返し使っている[38]」とし、競争原理と規制緩和が教育を変えるのではなく、受る側に立った教育改革の必要性を述べている。

一方で、黒崎氏は選択制導入の提言について、「教育における市場原理の導入というアイデアは、専門的官僚制と職業的教育者によって独占されてきた公教育の組織と経営の現状をどのように再構築するかという問題に対する一つの代表的な改革提言なのだということができる[39]」と論じており、教育の民営化や市場化が公教育の再構築を目指すものであるとし、選択制や市場原理について肯定的な意見を述べている。

政治主導といえる状況で始まった学校選択制であるが、図表２－１の選択制設置数から、行政改革を強力に進める小泉政権時、および教育改革を推進する第１次安倍内閣時に於いて増加幅が大きいことが見て取れる。その後、民主党政権になり縮小傾向に転じている。このことからも、その時々の政治が影響を及ぼしていたと考えられる。

2006年ごろまでは、選択制新設設置者数は増え続けている状況であったが、2012年実施アンケート（図表２－１）では、僅かな数しか設置していないことが見て取れる。

また、図表２－２において、導入検討中の市区町村についての自治体が減少し、導入検討なしの自治体が増加している。今後、アンケートを見る限りにおいて

は、学校選択制の導入が増加していくとはいいがたく、廃止及び廃止検討中の自治体もある。

廃止及び廃止検討中の自治体や導入を検討しない理由として、上記アンケートでは、学校と地域との連携が希薄になった、希薄になる恐れがあると回答している自治体が多くみられる。地域との希薄化については、実際に廃止をした東京都板橋区や前橋市などの廃止理由の一つに挙げられており、また、学校間格差や序列化、児童生徒数の偏りなど、問題点が顕在化し、児童生徒や地域にとって好ましい状況ではないとの判断により、見直し廃止を決めている。

Ⅲ．大阪市における学校選択施実施の現状

大阪市内の学校選択制は2014年から実施されているが、学校選択制の現状がどのような状況にあるかみておこう。図表３－１は、筆者が各区の HP で公表されている状況を一覧にまとめたものである。

区内の類型は図表３－１によると、小学校において類型上自由選択としている学校は23区中９校、中学校では22校となっている。浪速区は、区内全小学校が適正化の対象となっており[42]、統廃合の検討を優先するとして、選択制を実施していない。また生野区においては、区内全域で学校の見直し検討[43]を始めており、一部中学校のみ選択制を実施している。

ところで、多くの中学校で実施されている自由選択制であるが、中学校が３校しかない区が５区あり、選択できる学校は２者択一状況である。一方で人口が多い区では11校と選択できる学校が多数ある場合もあり、選択肢に差があるといえる。また、学校によっては、空き教室がなく、校区内選択者で学校の定員が埋まり[44]校区外から受け入れることができない学校や受け入れ数が少ない学校もあり、希望者が多い場合は抽選となる。外れた場合は別の学校に行かなければならない。小学校においても同様の学校が複数ある。

このように制約の多い選択制であるが、見落としが

図表３－１　大阪市内の区別現状一覧[41]

区　名	小学校類型	実施年度	中学校類型	実施年度	小学校数	中学校数
北	ブロック	2016	自　由	2014	11	5
都島	隣接区域	2015	自　由	2014	9	5
福島	ブロック	2015	自　由	2014	9	3
此花	隣接→自由	2014	自　由	2014	8	4
中央	自　由	2014	自　由	2014	7	3
浪速	未実施		未実施		8	3
西	隣接区域	2015	自　由	2014	8	3
港	隣接区域	2015	自　由	2014	11	5
大正	隣接区域	2015	自　由	2015	10	4
天王寺	隣接区域	2015	自　由	2015	8	3
西淀川	隣接区域	2014	自　由	2014	14	4
淀川	自　由	2014	自　由	2014	17	6
東淀川	自　由	2015	自　由	2015	17	8
東成	隣接区域	2015	自　由	2015	11	4
旭	隣接区域	2014	隣接区域	2014	10	4
城東	隣接区域	2015	自　由	2015	16	6
鶴見	自　由	2015	自　由	2014	12	5
阿倍野	自由（2.0K）	2015	自　由	2015	10	5
住之江	自由（1.5K）	2015	自　由	2015	15	7
東住吉	自　由	2015	自　由	2015	14	7
住吉	自　由	2014	自　由	2014	14	8
生野	未実施		自由（東側）	2015	19	9
西成	隣接区域	2015	自　由	2015	11	6
平野	隣接区域	2015	自　由	2015	23	11

（2016年度実施について各区 HP より抽出）

図表３－２　大阪市公立学校児童、生徒総数

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
小学校	児童総数	115,870	114,623	113,684	113,355	112,999
	前年比減少数	－2,755	－1,247	－939	－329	－556
中学校	生徒総数	56,720	56,406	55,901	54,917	53,941
	前年比減少数	－44	－316	－505	－984	－976

大阪市教育委員会 HP「学校現況調査」[46]より抽出

図表３－３　行政区別児童、生徒数（教育委員会 HP「学校現況調査」より抽出）

	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年	
区　名	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
北⤴	3,271	1,447	3,293	1,497	3,373	1,518	3,409	1,552	3,512	1,500
都島⤴	4,484	2,054	4,546	2,050	4,631	2,057	4,645	2,077	4,637	2,071
福島⤴	2,953	1,131	3,009	1,148	3,077	1,193	3,117	1,242	3,157	1,294
此花	2,989	1,681	2,990	1,649	3,013	1,634	3,043	1,539	3,028	1,572
中央⤴	2,167	849	2,292	913	2,368	946	2,503	941	2,652	938
西⤴	3,319	1,353	3,328	1,388	3,427	1,438	3,613	1,440	3,771	1,392
港⤵	3,717	1,818	3,698	1,801	3,651	1,723	3,632	1,756	3,606	1,735
大正⤵	3,379	1,726	3,304	1,669	3,193	1,612	3,053	1,585	2,971	1,575
天王寺⤴	3,151	1,314	3,204	1,335	3,253	1,396	3,314	1,409	3,414	1,378
浪速⤴	1,148	480	1,143	485	1,164	497	1,249	511	1,294	506
西淀川⤵	5,448	2,443	5,398	2,524	5,240	2,544	5,148	2,504	4,943	1,216
淀川⤵	6,943	3,279	6,829	3,313	6,847	3,305	6,907	3,304	6,838	3,274
東淀川⤵	7,247	3,903	7,163	3,811	7,027	3,737	6,978	3,590	6,992	3,467
東成⤵	3,592	1,680	3,586	1,689	3,534	1,719	3,442	1,678	3,396	1,712
生野⤵	5,032	2,712	4,874	2,609	4,700	2,559	4,606	2,442	4,512	2,395
旭⤵	3,923	2,118	3,842	2,069	3,796	2,020	3,766	1,954	3,723	1,906
城東⤵	8,193	3,938	8,173	3,923	8,185	3,836	8,149	3,745	8,187	3,717
鶴見	6,933	3,149	6,858	3,163	6,831	3,238	6,924	3,175	6,958	3,174
阿倍野	5,169	2,354	5,073	2,436	5,108	2,439	5,095	2,400	5,158	2,344
住之江⤵	5,704	3,098	5,569	3,009	5,468	2,860	5,490	2,727	5,390	2,509
住吉⤵	7,036	3,620	6,937	3,532	6,869	3,446	6,752	3,381	6,782	3,252
東住吉⤵	6,099	3,168	6,001	3,084	5,872	3,061	5,740	3,019	5,601	2,934
平野⤵	10,618	5,621	10,236	5,598	9,902	5,401	9,640	5,230	9,368	5,054
西成⤵	3,317	1,687	3,243	1,635	3,137	1,646	3,129	1,634	3,080	1,568

区名の⤴⤵については、生徒児童の増加傾向にある区は⤴を、減少傾向の場合は⤵を付した。
増加、減少の特定できにくい場合は省いた。

ちなのは校区外の選択をしなくても、校区内の学校を選択したこととなり、選択に対しての責任[45]が生じる。学校選択の機会は小学校、中学校共に入学時のみとなっており、不都合が生じても選び直しや校区の学校にも戻ることはできず、選択に際し重い責任が生じると推察できる。

これらの点については、次年度入学予定者に、希望調査票と学校案内が送付され、期日までに全員が進学希望調査票を提出することになっている。この学校案内には、手続についての説明（選択機会は入学時のみ、通学は徒歩、選択できる範囲、通学については保護者の責任である等）のほか、区内の小学校、中学校ごとの紹介ページが続き、区内全校で同様の様式で学校を紹介している。案内を見る限り各校の特色を読み取ることは困難である。

ところで、上記学校案内においても記載されている

図表３－４　西区年度別児童、生徒数及び学級数（教育委員会 HP「学校現況調査」より抽出）

	学校名	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		
		児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	受入人数
小学校（隣接型）	西船場	317	11	349	12	429	14	485	14	485	14	＊
	日　吉	678	20	659	20	705	21	21	22	783	22	15
	九条南	245	9	242	10	241	9	239	8	235	9	36
	九条東	218	8	200	8	183	6	182	6	164	6	37
	九条北	299	12	289	12	262	11	265	10	253	9	35
	本　田	529	17	540	17	544	17	546	17	572	18	4
	堀　江	723	21	740	22	789	24	882	26	943	28	＊
	明　治	310	12	309	12	315	12	325	12	336	11	2
中学校（自由）	西	370	10	350	9	361	9	334	9	318	9	36
	花之井	447	12	460	12	485	14	508	15	497	14	＊
	堀　江	536	15	578	16	592	16	598	16	577	15	＊

図表３－５　天王寺区年度別生徒数及び学級数（教育委員会 HP「学校現況調査」より抽出）

	学校名	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	受入人数
中学校（自由）	天王寺	431	12	430	12	422	12	446	12	429	11	＊
	夕陽丘	426	12	466	12	521	13	527	13	503	13	＊
	高　津	378	12	369	11	378	12	374	12	386	12	＊

※上記両図表において、受入人数欄の＊については、抽選による欠員待ちで、選択制による希望者があれば、補欠の順番を決めるための抽選を行う

が、希望調査では、必ず希望する学校を明らかにしなければならない。しかし、選択制の根拠となる学校教育法施行令第８条（就学べき学校の変更）には保護者の申し立てにより、第５条第２項の（就学する学校の指定）の変更をすることができるとしており、保護者は必ず申し立てをしなければならないとは記載されていない。よって必ず希望を申し立てる必要があるのかは疑問である。

では、実際に大阪市の児童、生徒数の動向はどうなっているのか、まず市内全域の児童数、生徒数の推移について調べた。

大阪市の小学校の児童数は毎年徐々に減少傾向にあるが、最近では減少幅が小さくなってきている。これは、数年前より、大阪市内中心部において世帯数の多いタワーマンションが建設されたことにより人口が増えており、児童数の減少数が小さくなってきたと考えられる。ただ、中学校生徒数の増減については、国立、私立中学への進学者[47]が一定数あるので、一概に増減数が人口の増減と関係性があるとは言えない。

図表３－２では大阪市の全体数は減少しているが、図表３－３で見られるように、中心部の区は児童数が増え、周辺部は児童数が減少している[48]。このことが選択制の受入数にも影響を及ぼしている。中心部の学校では児童、生徒の激減により複数の学校が合併し、廃校となった学校跡にマンションが建設され児童数が増える状況になっている場合もある。学区内にマンションが建設され、教室数にゆとりがなくなり、選択希望の受け入れが出来ない学校もある。隣接型選択制の場合、受入数がない学校があると選択の幅が小さくなる。例えば、西区の西船場小学校では、数年前にタワーマンションが建ち住民が増え、それに伴い児童数が増加し、以前は学級数が８学級と適正化対象校であったが、2016年時点においては14学級と、教室が足らない状況となり[49]、選択制による受け入れは図表３－４にあるように欠員待ちとなっている。また西区（図表３－４）は中学校数３校中、２校が欠員待ちの状況にある。欠員待ちの場合は抽選で補欠の順番を決める。また、天王寺区（図表３－５）において,中学校はすべて欠員待ちの状況にある。

両区のような状況は、主に市内中心部においてみられ、学校選択制を保護者や子どもの選択を優先するために実施しているとするならば、著しく制限された現状においての選択であるといえる。例えば、選択制により校区外の学校を希望したとしても受け入れ人数以上となれば、補欠順位を決める抽選が行われ、欠員待ちにより入学する学校が決まるまで日数を要する（補

図表３－６　年度別生徒数（住吉区）

住吉区	学校名	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	受入人数
中学校（自由）	三　稜	546	15	523	15	540	15	521	14	526	14	19
	我孫子	496	14	461	13	442	12	444	12	446	12	37
	住　吉	331	9	342	9	343	9	354	9	346	9	35
	大和川	447	12	432	12	422	12	406	12	358	10	25
	東我孫子	427	12	414	11	406	11	423	11	422	11	44
	墨江丘	555	15	558	15	573	15	568	15	567	15	11
	大　領	330	10	338	10	310	9	295	9	261	8	68
	我孫子南	488	13	464	12	410	11	370	10	326	9	21
小学校（自由選択型）	東粉浜	367	12	362	12	328	12	308	12	333	12	34
	住　吉	456	14	446	14	449	14	448	13	449	13	52
	長　居	712	21	719	21	705	19	715	20	699	21	47
	依　羅	581	18	551	18	565	18	563	17	556	17	42
	墨　江	630	18	590	17	588	18	565	18	543	17	32
	遠里小野	210	8	209	8	199	7	198	7	204	8	63
	清水丘	455	14	469	15	457	15	443	13	464	14	50
	南住吉	801	24	793	23	757	23	768	23	763	22	35
	大　領	551	18	553	18	563	18	547	18	539	18	18
	苅　田	618	19	596	19	607	19	579	18	583	18	50
	山之内	667	19	673	19	667	19	620	18	607	18	61
	苅田南	330	11	314	11	298	11	284	11	297	11	40
	苅田北	435	13	439	13	438	14	453	14	463	15	34
	大　空	6	223	223	6	248	7	261	8	282	9	4

（教育委員会 HP「学校現況調査」より抽出）

欠繰上げ期限２月中旬）場合も考えられる。希望する学校の入学予定者が入学までに国立、私立へ進学や転校による入学取り消し者があった場合欠員待ちの順番により繰り上げ入学となるが、取り消し者がない場合などは、自校区内への入学となり、決定するまで子どもにとって入学する学校わからないという不安な状況を強いられることになる。このような状態は、「就学制度の改善について」において教育委員会の考え方として記されている「子どもたちの最善の利益を図るために、子どもや保護者の意向に応えていく必要があると考えた[50)]」とするならば、前述のような状況は子どもや保護者の意向に沿ったものとは言えないのではないか。

2017年入学予定者の欠員待ち及び受入数超過による抽選は、選択制実施23区中小学校11区、中学校18区で行われており、市内小学校数296校中20校（9.4%）、中学校数128校中28校（21.8%）となっている。

次に、各区における選択希望割合についてだが、大阪市全体では小学校５%、中学校３%台だが、区によってばらつきがみられ、選択できる学校が限られていることも影響があるのではと推察できる。

大阪市の平均希望割合より高い住吉区の選択制実施後３年間の区内各校の生徒数の増減と希望者数を比較してみた。

図表３－６において、我孫子南中学校では、毎年１クラスずつの減少が見られるが、選択制の実施をしていない2013年度減少数は24名だったが、選択制開始年度である2014年は54名の減少が見られた。以降についても2015年40名、2016年44名と一定数の減少が続いている。図表３－３によると児童、生徒数の減少区であるので、一概に選択制による減少とは言えないが、選択制によって減少数が拡大したと考えられる。

図表３－７は選択制が実施された３年間の小学校、中学校の通学区域内希望者数、通学区域外希望者数、および受け入れ可能人数を比較し図表に表した。区全体の選択割合については少しずつだが増加傾向にあると言える。また、通学区域外への希望者数については、毎年希望者数が多い学校もある一方で年度によって増減の幅が一定していない学校もある。しかし、図表３－６において数校を除きあまり児童、生徒の増減に

図表３－７　住吉区学校選択制希望調査結果より

（住吉区内中学校）　　住吉区教育課 HP より抽出

	2014年度入学予定			2015年度入学予定			2016年入学予定数		
中学校名	通学区域内希望者	通学区域外希望者	受入可能人 数	通学区域内希望者	通学区域外希望者	受入可能人 数	通学区域内希望者	通学区域外希望者	受入可能人 数
三　　稜	199	14	5	153	12	24	178	20	19
我 孫 子	151	17	39	141	15	22	140	20	37
住　　吉	173	3	51	134	5	16	149	6	35
東我孫子	122	32	36	136	29	50	101	27	44
大 和 川	147	1	48	123	1	31	109	1	25
墨 江 丘	195	9	3	178	13	2	184	12	11
大　　領	97	5	63	90	8	56	81	5	68
我孫子南	111	0	46	110	0	36	121	6	21
選択割合	6.4%			6.5%			9.1%		

（住吉区内小学校）

	2014年度入学予定			2015年度入学予定			2016年入学予定数		
小学校名	通学区域内希望者	通学区域外希望者	受入可能人 数	通学区域内希望者	通学区域外希望者	受入可能人 数	通学区域内希望者	通学区域外希望者	受入可能人 数
東 粉 浜	44	3	48	48	3	38	56	17	34
住　　吉	79	6	40	68	6	49	59	5	52
長　　居	101	7	60	113	10	35	108	13	47
依　　羅	102	7	52	91	2	51	79	4	42
墨　　江	109	4	52	74	3	47	97	2	32
遠里小野	34	4	59	29	2	27	34	2	63
清 水 丘	72	4	25	58	2	27	84	5	50
南 住 吉	106	15	25	91	27	26	89	44	35
大　　領	102	9	27	86	3	33	73	8	58
苅　　田	97	15	30	67	23	40	74	17	50
山 之 内	106	4	46	79	0	36	98	4	61
苅 田 南	49	3	35	36	3	42	55	3	40
苅 田 北	67	1	48	75	9	26	78	7	34
大　　空	37	15	19	38	12	11	42	15	4
小中一貫								1	
選択割合	8.0%			10.3%			12.5%		

反映されているとはいえない。これは、児童生徒数の減少傾向とともに、通学区域外からの希望者数が多くても通学区域外を選択する児童生徒数があるため、結果児童数の増減が大きくならないと考えられるが、区域外の児童、生徒の割合は増加する。

ところで、筆者の地域での活動経験によると、区域外の児童の割合が大きくなる程、学校と地域が共同で行っている活動に不都合が生じる恐れがあると考えられる。

①防犯力の低下

大阪では、過去において子どもが巻き込まれる事件があり、登下校の安全を守るため地域、学校、PTA が協力し、子ども110番の家、子ども見守り隊の活動を行っていた。地域の児童が校区外の学校を選択する場合や校区外の児童が地域の学校を選択する場合もあり、通学路の把握が困難となり、今まで培ってきた児童の安全を見守る活動が難しくなると考えられる。また、地域の子ども＝校区の児童という関係性も薄れていまう。

中学校においても、長期休暇中は地域で校区巡視を行っていたが、校区外の生徒の居住地まで対応できない。

図表３－８　学校選択制実施区における保護者アンケート結果[54]（2014年～2016年）

【現在通っている学校は次のどれですか】

① 校区の学校
② 校区外の学校（学校選択制による）
③ 校区外の学校（指定校変更による）
④ 無 回 答

（アンケート回答）

	2014年度				2015年				2016年			
	小 学 校		中 学 校		小 学 校		中 学 校		小 学 校		中 学 校	
①	2,194	93.3%	2,929	95.4%	8,267	93.4%	7,362	95.1%	8,637	92.2%	6,932	93.2%
②	142	6.0%	120	3.9%	488	5.5%	305	3.9%	517	5.5%	854	4.6%
③	10	0.4%	13	0.4%	54	0.6%	41	0.5%	60	0.6%	100	0.5%
④	5	0.2%	7	0.2%	44	0.5%	33	0.4%	152	1.6%	177	1.1%

（実際の通学者割合）

	2014年度		2015年		2016年	
	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校
①	94.4%	96.8%	94.4%	96.1%	93.8%	94.5%
②	5.1%	2.9%	4.7%	3.1%	5.3%	3.7%
③	0.5%	0.3%	0.9%	0.6%	1.6%	0.3%

②災害時の対応

地区別の集団下校時に支障が生じると考えられる。（インフルエンザや暴風警報などが発令された場合、地区ごとに下校の際地域でも見守りをしていたが、校区外の子どもたちの対応が難しくなる）また、以前は中学生が参加し防災訓練を行っていたが、区全体からの生徒が通学しているので、中学生を交えての訓練が難しくなることも考えられる。

上記は、学校と地域の関わりの一部であるが、特に小学校においては地域が行っている見守り活動などの防犯力の低下、災害時の対応についても困難が生じる恐れが考えられる。また、中学校においても、地域と学校が協力し行っている生活安全面において不具合が生じると思われる。学習面に於いても、今後地域での学びなどに支障が生じる[52]と考えられる。これらの事は、果たして子どもにとって最善の利益といえるのだろうか。

さて、大阪市教育委員会では、学校選択制実施時より「保護者の選択理由を把握し、事前の懸念事項や想定の検証を行い、制度運用の改善を図る」ため、2014年度より保護者アンケートを行っている。３年間の保護者アンケートを比較してみた。

図表３－８の校区内通学者と校区外通学者の割合は、小学校ではアンケート回答者、実際の通学者共に３年間において、大きく増減は認められず、５％～６％台で推移している。中学校は小学校より校区外選択の割合は低く、３％～４％台で推移している。今後選択希望者が増えるのかどうかはわからないが、現時点においての選択者が多いとは言えないと考える。また中学生では、選択制希望者より国立、私立等進学者を含む市外進学者数[53]の方が多いことが見て取れる。

次に選択の理由（2016年）についてだが、小学校は、「自宅が近いから」全体（校区内、校区外合わせた割合）では77.4%、校区外も46.4%と一番多い。中学校でも全体では72%と一番多くなっており、小学校、中学とも全体では「校区の学校」が64%、66.2%と次に続く。小学校においては、「自宅が近いから」「距離が近いから」と通学の安全を考慮し、選択したと考えられる。しかし、学校までの距離の問題は指定外就学の拡大[55]においても解消できる。

ところで、校区外選択の理由として「校内環境が良い」の項目が、小学校（14.1%）、中学校（33.5%）で、共に選択理由の上位に挙げられており、自分の校区の学校より選択校の方が「校内環境が良い」と考え選択したと考えられる。この「校内環境」については、アンケートに定義が定められているわけではなく、何をもってして「校内環境が良い」と判断したかは定かではないが、学校の立地（繁華街の中にある、地域性など）や校内の様子（学校が荒れている）など風評によるものもあると推察される。選択の理由はあっても、忌避の理由を問うアンケートはないので、断定はできないが、実際に児童、生徒数の減少が見られる学校にとっては存廃に関わる問題であり、学校を核として活動している地域にとっても大きな問題であると考えられる。

図表３－９　人権問題に関する市民意識調査」の結果から抜粋[56)]

（人権について関心があるか）

関心がある・少し関心がある	65.7%
関心がない・あまり関心がない	25.1%

（大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されるまちであると思うか）

そうは思わない・どちらかといえばそう思わない	45.7%
そう思う・どちらかといえばそう思う	44.0%

（住宅を選ぶ際に避ける条件）

	避ける・どちらかというと避ける	気にしない・どちらかというと避けない
• 同和地区の地域内である	53.8%	28.2%
• 小学校区が同和地区と同じ区域になる	43.2%	38.2%
• 近隣に低所得者など、生活困難な人が多く住んでいる	38.7%	46.2%
• 近隣に外国籍住民が多く住んでいる	39.7%	46.5%
• 近くに精神科病院や障害のある人の施設がある	37.2%	46.7%

（上記のような場合に、避けるのはなぜだと思うか）

治安の問題などで不安があると思うから	60.1%
生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いから	47.6%
次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得なかったりするから	36.0%

（学校・職場及び地域で、人権問題についての学習を経験したことがあるか）

小学校で受けた	33.5%
中学校で受けた	26.1%
はっきりと覚えていない	19.3%

（同和地区や同和地区の人に対する差別意識が、いまでも残っていると思うか）

差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている	54.7%
わからない	14.4%
差別意識は現在もあまり変わらず残っている	13.7%

大阪市においては、以前より「同和問題」が存在していた。それは現在でも現存している状況である。2010年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果からもうかがうことができる。

図表３－９結果から同和地区等への差別意識が払拭されているとは考えられない。住吉区が実施したパブリックコメントでも「再び、差別問題が惹起されることが懸念される」「差別事象にどのように対応するか、また想定されている課題にどのように取り組むのか」などと言った区民からの意見も寄せられていた。

このような事象に対し、住吉区は「風評や偏見で特定の学校を避けるような行為がないよう、保護者への啓発、周知に努め、教育委員会と連携して必要な対応を講じてまいります」という考え方（注釈4)参照）が示されている。

しかし、特定の学校においては、児童、生徒数の減少傾向がみられており、同和問題など差別意識も忌避の理由の一つとなったのではないかと考えられる。忌避理由が地域性に関する差別意識であったとすれば、地域内で「選ぶ」「選ばない」といった対立感情が生まれる可能性があると考える。このような差別意識の助長につながる恐れのある場合は、何らかの対策を講じてから、自由選択とすべきではなかったのか。

Ⅳ．大阪市の学校選択制とは

大阪の学校選択制は、橋下前市長が民意を得たとし導入した学校選択制であるが、橋下前市長が支持される背景として、教育の改革を支持する人たちがいたということでもある。その状況について森氏は論文において橋下前市長が支持される理由として、「各家庭が小中学校へ期待する最大の点が子どもの学力向上におかれており、やり方はどうあれ。そこへ正面から向き合って改革しようとしている橋下らに賛同が集まったのは間違いなかったからである[57)]」と解説している。

またこの状況は、大阪のような都市化した地域に起こりうる形であるとし、地域社会との関係が薄く、不安定な経済・雇用条件の中での暮らしを強いられてい

る都市住民にとって、子どもの学力（成績）をあげることを目的とする改革を掲げる改革を支持したと考えられる。そしてその保護者たちの関心事をうまくとらえた橋下前市長の改革提案であったとも言えるのではないだろうか。

さて、導入の経緯、現状について調べてきたが、実施後３年という期間のため、東京都区部にように児童の減少による統廃合などの影響はまだ現出していないが、少なくともいくつかの区において選択希望の偏りが表れている。偏りが大きくなれば、いずれ学校適正化対象校へ移行することも考えられる[58)]。

橋下前市長の進めようとした選択制の意図について、実際に市長就任時から選択制導入時まで教育長を務められた矢野氏は、橋下市長の選択制の必要性についての発言より２つの意味が読みとれるとしている。「一つは、子どもや保護者が希望する教育を受けられるように、彼らに「選択」という個人の自由を与えるということである。もう一つは個人の選択によって生じる学校間の競争が効果的に教育の質を向上させる、という信念である[59)]。」と論じている。このことは、橋下前市長が意図していたのは、子どもや保護者に選択の自由を与え、選択による学校間競争が教育の質を上げるとしていたとする考えである。しかし、この橋下氏の意図について矢野氏は「公立学校において個人の選択の自由を限りなく認める制度設計は現実的でないことがわかる。その理由は、公共財としての教育では、機会の平等性を確保しなければならないからであり、そうした視点を回避した学校選択制の導入は公共財の分配において公正さを失い、結果として破綻せざるを得ないからである。」と選択制の導入過程においての懸念を述べている。この点においては、現状の大阪が実施している選択制は機会の平等性が確保できているとは言い難く、前節で挙げているように選択肢において不平等な状況にあると言えるのではないだろうか。

例えば、行きたい学校には定員があり、定員以上の希望者がある場合は抽選となる。また区によっては選ぶ学校数の差も大きく不公平を生む要因であり、抽選で希望が叶う子とかなわない子が生じるというのは、どの子も行きたい学校に行けるようにする学校選択制導入の目的から外れているのではないか。

一方で、橋下前市長時代から引き続き、現在においても大阪市の特別顧問である上山氏は、橋下氏が率いた大阪維新の選択制を含む教育改革について以下のように解説している[60)]。

上山氏は、「学校単位の経営能力を促す上では、学校同士が切磋琢磨し、競い合う環境をつくることも有効である」とし、公立の小中校とも学区をなくし、学力や体力の向上のため、学校選択を自由化したとしている。また、競争を促すきっかけとして、学校別学力テストの公開[61)]をあげている。この公開については、「学校選択する際に参考となる学校案内も作成、配布した（全国学力・学習状況調査の学校別結果などを記載）。」と記している。これらの努力により、大阪市で通学区域以外の学校を選択した生徒の割合が、小学校で５％、中学校で2.6％になったと記されているが、この割合は果たして高いといえるのだろうか。東京都区部の選択制実施の品川区においては、選択制導入時に小学校は12.9％、中学校は22％の選択希望割合であった[62)]ことから考えると、大阪においての初導入時の希望者割合が高いとは言えないと推察できる。

また、橋下前市長は教育委員会との意見交換会においても学校選択制によって学校が評価されることにより緊張感が生まれ、改善されるとした発言や、都市部の学校は格差があるとし、学校が地域に縛られると格差が固定するとした発言や、地域の学校に行かせることに対してナンセンスであるとの発言も見受けられる。

しかし、学校が地域に縛られ格差が固定するのではなく、学校選択制による選別が行われることにより、格差が固定するのではないだろうか。地域との関係性についても、地域での学びやコミュニティの必要性が重要視されている[63)]ことから、地域性の涵養を促すべきで、否定すべきではないだろう。

橋下前市長は、学校選択制を導入することで学校間を競争させ、学力の向上を目指すとしていたと考えられるが、現在選択制を導入したことによる学力向上の結果[64)]は現れていない。

また、「学校選択制にさらして学校を統廃合する」といった発言もおこなっている。競争原理により、学校間格差や序列化が起こることをデメリットではなく、学校統廃合を促す方策の一つと捉えていたと考えていたようだ。現に橋下市長時代は相当数の小学校を適正化対象校[65)]とし、各学校区では統廃合への話し合いが進められている。

橋下市長は「教育委員会との24年度補正予算に関する意見陳述」議事録[66)]における教育委員会事務局とのやり取りで「統廃合対象の小学校で１校統廃合できて跡地を売ればいくらぐらいの金額になるか」と質問しており、財源として学校を考えていたと推察できる。教育環境を整えるために、財源として学校売却益を充てるとする「10校でも20校でも計画を立ててこのようにする、その財源をこっちに回すというのがマネジメントである」といった発言をしている。しかし、学校は大阪市がそのように自由に扱える財産と考えていいのだろうか。

そもそも大阪において学校と地域は切り離せない関係にあったといえる。大阪市において選択制導入と同時期に進められている地域再編、いわゆる地域活動協議会の導入に関しても、各地域活動協議会の範囲は概ね小学校区を単位とし、小学校を核とし活動している地域も多くある。

時代の移り変わりにより消えて行った大阪の学校（109校）の歴史をたどった『消えた学校』の序文において赤塚氏は「近代公教育がはじまったのは明治５年のことであった。以来、学区や連合町会などに支えられて、大阪市の小学校は発展してきた。（中略）小学校によせる学区民の思いは熱い。祖父母や父母が建て、学んできたわが母校という強い意識が流れているからである。地域住民がわが母校と感じる地域感情が存在している[67]」と記しており、本文にはかって、地域の寄付により建てられた学校や地域の人達が子どもたちの学びをより良くするため整備してきた思いがつづられている。

また、近年売却された大阪北小学校跡地は、曾根崎地区の災害時における地区の避難場所であった。

この点について、鰺坂氏（他）の論文では次のように述べられている[68]。

> 曾根崎地区の災害時の避難場所は、曾根崎２丁目にある大阪北小学校跡地と、地区からは大阪駅の反対側にある北ヤードだったのだが、北ヤードは再開発計画のため、避難場所としては使えなくなってしまった。「結局、地元の犠牲―住民が泣くことによって、大きいビルが建っていく。インディアンの居住地のように追い立てられていているようだ」と、地区の関係者は語っていたが、実際に開発は、地元民のためにはなっていないと思われることがしばしばおこる。

結局、この曾根崎地区の唯一の避難場所となっていた大阪北小学校も、地元の了解なく売却された。当時の新聞記事には「地域のご先祖たちが土地を寄付して作った小学校だったが、跡地には私たちが要望していたものとは違うマンションができる[69]」とコメントが掲載されていた。

以上は大阪の状況であるが、全国的には学校選択制を見直し、廃止する自治体もある。このような状況について苫野氏は次のように論じている。

> 「小中学校における学校選択制は、学校間格差と序列化を生み、そのことで義務教育段階における子どもたちの教育格差が進みかねないという問題や、地域コミュニティが崩れてしまいかねないといった問題があることから、この制度を廃止したり見直したりする自治体が相次いでいます。多くの地方自治体は今、ある意味において行き過ぎたこれまでの「自由競争」路線に待ったをかけ、もう一度バランスを取り直そうとしているように思えます。もちろんその逆路線、つまり新自由主義路線を推進する自治体も少なくはないですが、今後も一定、新自由主義改革見直しの流れは続いていくのではないかと思います[70]」

複数の自治体が様々な問題点や影響を鑑み、新自由主義路線を見直す状況下において、大阪市は新自由主義路線を推進しつつある自治体の一つといえるのであろう。

おわりに

学校選択制について、日本と大阪市についての導入経緯や実施状況についてみてきた。研究当初は学校選択制が地域の活動へ及ぼす影響が大きいと考えていたが、子ども同士のコミュニティ、子どもと地域の関わりの希薄化を招来する制度でもあると思われる。

例えば、地域の子どもが別々の学校で学び、地域内の子ども同士の友達づくりが困難となる場合や、登下校時の見守り活動を行っている地域の人たちと挨拶を交わすことでできる子どもと大人のつながりなど、子どもが自然と身に付けるコミュニティを育む機会の喪失も大きな問題ではないかと考える。

廃止する市区町村、継続する市区町村、そして導入する市区町村と様々な状況であるが、学校選択制という学校を選ぶという経済行為にも似た制度が、子どもや地域に良い影響を与えるのかということに対しては、やはり疑問を持たざるを得ない。義務教育下において、公立の小学校、中学校がめざすべきものは、誰もが同じ学ぶ機会が得られるという事で、そのための努力をするのが、公の役割と考えられる。また、子どもの良き学びの場は特色ある学校でなければできないのだろうか。

広田氏が、「早期の義務教育段階においては、すべての子どもが、同じ水準の教育を受けるべき」と述べているように、等しい学びによって培われる多様性があるのではないだろうか。できる子、できない子、体育が得意な子、読書の好きな子、元気な子もいれば、おとなしい子もいる。一人一人違って当たり前であり、そういう多様な子どもたちが集まって同じ学びを共有する場が学校であるように思う。学校があって、近所の子どもたちと一緒に学び、そして地域の中で共に活動することにより、社会性を身に付けてきた。先に引用した生徒指導提要には「地域を子どもの成長の場とはとらえずに、親族や近隣の干渉を嫌って独自の考え方で子育てする家庭も見受けられる」とあり、「家族が近所の人たちと挨拶を交わす姿があれば、児童生徒も自然と挨拶ができるようになります。地域の教育力を再生するには、家庭が孤立するのではなく、近所との付き合いを大切にすることが必要となります」とある。市場原理に委ねて学校を活性化する学校選択制は、子どもたちの地域での学びの機会が大事であるとする考え方とは、矛盾すると考える。子どもの時に得た経験が、やがて大人になって、地域のコミュニティの担い手に育っていくのではないだろうか。

ところで大阪市においては、問題点の多い学校選択制が現在進行中である。選択制自体の問題点と共に、

大阪市が導入した制度にも問題がある。非常に限られた学校しか選べない場合や多くの区では抽選が実施され、実際に保護者が行かせたい学校、生徒が行きたい学校を自由に選べない状況の場合もある。また、行政区をまたぐ選択は不可であり、選択機会は一度きりであり、途中修正はできない制度である。自由に選ばれないことに対しては、保護者が不満をいだくことも考えられる。

また、住民が危惧する問題点（同和問題、児童生徒の偏り、地域活動の希薄化）などの具体的な対策がなされないまま、橋下市長の「とりあえずやってみて、あとで修正をかければいい」という発言もあるが、生徒の時間は取り返せないのではないか。

検証してきたように、学校選択制は大阪市にとっても、子どもの地域での育み、学びに影響があることは否めない制度だと考える。そして、学校、学区を中心に活動している地域にとっても、学校統廃合につながる学校選択制は歓迎すべき制度といえない。

「地域のコミュニティも大事だ、こどもも大事だとなれば話はまとまらない」ではなく、「地域のコミュニティも大事、こどもも大事である」という政策でなければいけないのではないかと考える。

今後学校選択制の４年目以降の影響を見て行くとともに、橋下市政下の教育改革、市政改革等が必要な改革であったのかを検証していく必要があると考える。

〈注釈〉

1）大阪市HP「市長就任記者会見全文」より抜粋（http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page.0000303183/html）

2）維新マニュフェスト（2011年大阪市長選）より抜粋

各論 i 小学校区隣接選択制を採用し、一定隣接区域で学校選択制を可能にします。

ii 中学校ブロック選択制を採用し、ブロック化した区域で学校選択を可能にします。

iii 学力テストを実施し、学校運営協議会の求めに応じてその結果を公開します。

iv 小中一貫・中高一貫教育の推進を図ります。

v 児童いきいき放課後事業を公募にしたり、管理作業員や給食調理員を地域から雇用することで地域の雇用促進を図るとともに地域と学校との連携を深め、民間参入を即して、サービスの向上を目指します。

vi 普通高校、商業高校、工業高校について、統合を促進し、専門性及び機能の強化を図るとともに、大学産業界との連携を積極的に行います。

（http://oneosaka.jp/policty/policydetail/）

3）質問回答者　大阪市教育委員会事務局　総務部　益成学事課長

4）回答内容

１．及び２．

平成24年以前につきましては、本市においては、学校選択制の検討はなされておりませんでした。平成23年12月の戦略会議において、橋下市長から学校選択制の導入について、「区長と区民がしっかり議論してもらい、やってみようという区に先行してもらったらいい。」という意見が出されました。（中略）

平成24年10月に、上記熟議を踏まえ、「就学制度の改善について」を教育員会で議決し、その後、各区の方針案が策定されることになりました。

３．教育委員会が平成24年10月にまとめた「就学制度の改善について」に記載されているメリットの他、距離が近い学校に行くことができることや、小学校の場合、幼稚園の友達が多い通学区域外の小学校を選べることが併せて挙げられております。

４．別添、大阪市教育委員会 HP の写しをご参照お願いします。

５．大阪市の小中学校は、学校協議会への参画や登校時の見守りをはじめとした地域の皆様方の多大なご支援、ご協力により成り立っているところです。各学校におきましては、地域の皆様方と連携し、お力を借りながら、また、貴重なご意見に耳を傾けながら、日々の運営に勤しんでおります。

教育委員会としましては、中長期スパンで検証を行う必要があると考えております。

６．制度の検証や課題整理においては、保護者のみならず、さまざまな方々の視点からご意見を頂戴する必要があると考えており、先に申し上げた中長期なスパンで取り組んでまいる必要があると考えております。

5）文部科学省 HP より「小・中学校における学校選択制の実施状況について」（2006年実施）（http://www.mext.go.jp/a-menu/shotou/gakko-sentaku/index.htm）

6）同上　「学校選択制都道府県、指定都市別調査集計表」より抜粋編集

7）朝日新聞「教育再生を考える　選択制学校どう変わる」2007年６月10日付より抜粋

8）朝日新聞（夕刊）「学校選択制　撤回の街」2011年12月27日付より抜粋

9）注釈4）参照

10）大阪市ＨＰより　戦略会議・副市長会議より　2011年12月23日より抜粋（http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000149971.html）

11）区民会議とは、おおさか維新の会市議団主催の市政報告会　2011年８月20日～11月６日実施

12）大阪市教育委員会 HP 参照「市長との意見交換会」議事録より（http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/000191666.html）

13）注釈2）参照

14）大阪市教育委員会 HP「熟議について」より抜粋（http://city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000167689.html）

15）同上「熟議について報告書」より抜粋

16）大阪市教育委員 HP「2012年第28回開催教育委員会会議」議事録より抜粋

熟議出た意見に対する位置づけについて、10月９日開催の教育委員会で話し合われた。

大森委員より熟議報告書の位置づけについて説明が求められ、事務局が返答

「この熟議は何かを決定する場ではないという説明をさせていただいて議論をスタートした。熟議で出た意見を整理したものがこの報告書である」と回答している（http://city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000237033.html）

17） 注釈14)参照「熟議について」添付資料より抜粋

18） 本稿３頁参照

19） 注釈11)参照

20） 文部科学省 HP「よくわかる用語集」より抜粋（http://www.mext.go.jp/a-menu/shotou/gakko-sennntaku/index.htm）

21）「就学制度の改善について」９頁より抜粋

22） 大阪市教育委員会 HP　2012年10月19日開催「第29回教育委員会会議議事録」（http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000237035.html）

（推進すべきとする意見）

- 選択制の導入が非常に学校にとって重要な、あるいは児童生徒にとって重要な方策であることは認められることだと思う
- 保護者に選択の機会や学校に関心を持ってもらう機会を提供し、そういうものが学校の活性化につながる

（慎重に進めるべきとする意見）

- あまり特色がない中で、この学校に行きたくからという理由で選択することがあれば、現在の就学状況がさらに悪くないこともありうると思う
- 今後、教育委員会でも仮に地域の実情に応じて選択制を採用しないという区があった場合、なぜ選択制を採用しないのかという圧力をかけないでもらいたい。

23） 大阪市浪速区は全小学校が学校適正化対象校のため、適正化を優先するため選択制を実施していない

24） 藤田英典（2014）『安倍「教育改革は」なぜ問題か』69頁～71頁より引用

25） 藤田英典（2007）『誰のための「教育改革」か』141頁142頁より引用

26）「就学制度の改善について」11頁　３学校選択制の手法の概要　②学校選択制に期待されるメリットより抜粋

27） 注釈3)の大阪市教育委員会への質問回答３を参照、

28）「就学制度の改善について」19頁　３学校選択制に手法の概要　⑤課題と対応より抜粋

29） 現在紀宝町では、希望者の申立により学校の変更が認められている。

三重県紀宝町教育委員会 HP より（http://www.town.kiho.lg.jp./life/kyouiku/gakko.html）

30） 岩本俊郎　浪本勝年編著「現代日本の教育を考える」79頁を参照

31） 文部科学省通学区域制度の弾力的運用について（通知）より抜粋（http://www.mext.go.jp/shotou/gakko-senntaku/06041014/008/003.htm）

32） 同上

33） 文部科学省 HP より抜粋（http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/kekka/05051901/004.htm）

学校教育法施行令第５条第２項　市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が２校ある場合においては、前項の通知（入学期日の通知）において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。（保護者の意見を明確にする）

同学校教育法施行令第８条　市町村の教育委員会は、第５条第２項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申し立てにより、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。

学校教育法施行規則第32条　市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第５条第２項の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取に手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

同　第33条　市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第８条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする

34） 規制改革推進のための３か年計画　文部科学省 HP（http://www.mext.go.jp/a_menu/shptpu/gakko-sennntaku/00801/002.htm）

35） 文部科学省 HP　学校選択制等に関する最近の主な提言より抜粋（http://www.mext.go.jp/b_menu/shinngi/chukyo3/038/siryo/08071404/009.htm）

36） 藤田英典（2014）『安倍「教育改革」はなぜ問題か』68頁より引用

37） 武石典史（2014）新見公立大学紀要第35巻『なぜ学校選択制を廃止・見直ししたのか―前橋市・江東区の事例から』185頁より引用

38） 堀尾輝久（2010）『「教育改革」はどこへ―21世紀に向けて―』17頁18頁より引用

39） 黒崎勲（2000）『教育の政治経済学　市場原理と教育改革』91頁92頁より引用

40） 文部科学省 HP『学校選択制について』より抜粋（http://www.mext.go.jp/a_menyu/sshotou/gakko-sentaku/index.htm）

41） 大阪市内各区担当課 HP より抽出編集

42） 浪速区においては、小学校９校全校６クラス以下（2014年）で、うち２校が2015年統廃合

43） 大阪市生野区 HP より抜粋　生野区全域（西部地域先行）において既存の小学校12校、中学校５校を廃校にし、４校の小中一貫校を設置する計画（http://www.city.osaka.jp/ikuno/page/0000343286.html）

44） 学校区内においての入学は保障されている

45） 各区が新入学予定者に全員配布している学校案内参照

新入学に際し、学校区内か学校区外かを選択し、調査票を区に提出する住吉区では、区の方針として、「対象者の方全員に「学校選択希望調査票」を提出していただくこととしています。」とし、区の広報紙に掲載している。（広報すみよい2016年９月号）

また、2015年の学校選択制希望調査に希望調査票未提出者数が掲載されていた。

住吉区教育課 HP 参照（http://www.city.osaka.lg.jp/sumiyoshi/category/2507-14-1-0-0.html）

46） 大阪市教育委員会 HP 現況調査より抽出（http://www.city.lg.jp/kyoiku/page/0000181415.html）

47） 同上（http://www.city.lg.jp/kyoiku/page/0000181415.html）

中学入学市外転出生徒数

	2012年	2013年	2014年	2015年
小学６年児童数	20,123	20,266	19,464	19,221
	2013年	2014年	2015年	2016年
中学１年生徒数	18,404	18,505	17,771	17,422
市外転出者数※	1,719	1,761	1,693	1,799
転出者数割合	8.5%	8.7%	8.7%	9.4%

前年度小６児童数と次年度中学１生徒数の差が概ね市外転出者数（途中転出も含む）

その中には国立、私立への進学者が含まれている

48）鯵坂学・中村圭・田中志敬・柴田和子（2011）『「都心回帰」による大阪市の地域社会構造の変動９頁より抜粋

2000年から2010年の間に、市全体では約67,600人の増加であるが、この増加は特に都心部の人口急増によるものであり、「都心回帰」といわれる。

大阪市では超高層・大規模マンションの建設が都心６区に集中しているため、特に都心６区の人口が増加している

都心６区　中央・西・北・福島・浪速・天王寺

49）2017年１月４日産経（ニュース）「児童急増、校舎足りない！小学校併設の幼稚園廃止条例保護者「幼児教育充実方針に逆行」（http://www.sankei.com/west/print/170104/west170104040038-c.html）

50）「就学制度の改善について」７頁　２就学制度改善についての考え方についてより抜粋

51）同上

52）小学校学習指導要領2008年版では、生活課の学習目的として、地域の一員への自覚が促されている

また、生徒指導提要（2010年版）においても、地域社会とかかわることで社会の一員として自覚を持つようになると記されている。

53）注釈50)参照

54）大阪市教育委員会 HP「学校選択制実施区における保護者アンケート」の結果より抽出（http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000384568.html）

55）「就学制度の改善について」21頁

⑵　指定外就学の基準拡大より、通学の距離や部活動についての項目は区ごとに設定できるとなっている。

56）大阪市市民局ダイバーシティ推進室 HP「人権問題に関する意識調査」の結果参照（http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000120674.html）

57）森裕之（2015）『内発的発展と学校教育―自治体教材性の視点から』（日本教育政策学会年報第22号）より引用

58）大阪市教育委員会 HP「学校適正化の推進のあめの指針」より抜粋

平成25年時大阪全市の小学校297校中11学級以下の小学校が110校あり、将来推計により今後とも11学級以下の状況にあると見込まれる91校が適正配置対象校となっている。（http://www.city.osaka.lg/kyoiku/page/0000267190.html）

59）矢野裕俊（2013）『地方教育行政における教育委員会と首長の関係―2012年大阪市の事例を検証する』（「教育学研究」第80巻　第２号）197頁204頁205頁より引用

60）上山信一（2015）『学力向上に向けて学校の在り方を抜本改革』（大阪維新改革を検証する⑧）より引用（時事通信社地方行政　月曜連載）（http://issnd/go.jp/books/R0000002/I000000014777-00）

61）大阪市では2013年度から学力・体力・問題行動等の学校ごとの状況を一部を除き各校の HP に公表し、併せて学校選択制の学校案内にも掲載し、配布した。

62）文部科学省 HP 選択制事例集より引用（http://www.mext.go.jp/ⓐ-menu/shotou/gakko－sentaku/06041014/004/001.htm）

63）文部科学省 HP　平成27年12月21日中教審答申186号「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」44頁　第３章より抜粋（http://www.mrxt.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/135761.htm）

64）大阪市教育委員会 HP 参照「平成28年度大阪市全国学力・学習状況調査の結果について」参照

大阪市は、残念ながら平成25年～平成28年までの間、全国平均を上回ることはなかった。

65）2012年１月５日付夕刊によると、橋下市長は、児童数が減少し、11学級以下の小規模校101校について再編プランの作成を指示したとする記事が報道されていた。

66）大阪市教育委員会 HP「2012年５月25日実施市長への平成24年度補正予算に関する意見陳述」議事録より抜粋（http: //www. osaka. lg. jp/kyoiku/page/0000191669.html）

67）赤塚靖男（2000）『消えたわが母校―なにわの学校物語』10頁より引用

68）鯵坂学・中村圭・田中志敬・柴田和子（2011）『「都心回帰」による大阪市の地域社会構造の変動31頁より抜粋

69）2014年３月27日産経新聞より「大阪キタの中心地で創立し、130年以上の歴史を持つ大阪北小学校に跡地が物議をかもしている。入札予定価格の倍以上の約145億円で東京の不動産会社への売却が決まり市の財政が想定以上に潤うこととなった。

70）苫野一徳（2014）『教育の力』211頁より引用